

原爆症の速やかな認定と被爆者の救済を求める意見書

広島、長崎に原爆が投下されてから60余年が経過する現在でも、国内には約25万人、兵庫県には約5,000人、明石市には約250人の被爆者がおられ、その多くが原爆放射線の影響によるがんなどの重篤な疾病を患うなど不安と苦痛を感じながら日常生活を送っている。

そのような状況にあるにもかかわらず、原爆症の認定を受けた者はそのうちの1%にも満たず、被爆者の高齢化が進む中、多くの申請者が認定されていない現状にある。このため、全国各地で原爆症の認定に係る集団訴訟が提起されており、これまで言い渡された地方裁判所や高等裁判所の判決を踏まえて、国は原爆症認定基準を見直し、今年4月から新しい認定基準による審査を開始している。

しかし、本年5月30日の大阪高等裁判所の判決は、この新しい認定基準が対象とする疾病以外の被爆者についても原爆症の認定を広げるなど、さらなる基準の改善を求めるものとなっている。原爆症の発病を初め、多くの苦難と向き合い、不安な日々を送る被爆者の苦しみははかり知れず、高齢となる被爆者には一刻も猶予が許されない状況に置かれており、司法と行政の判断の乖離を早急に埋める真摯な取り組みが必要である。

よって、政府におかれては、一刻も早く被爆者を救済するため、下記の項目に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 これまでの司法判断を厳粛に受け止め、認定基準をさらに見直すこと。
 - 2 被爆者の被爆状況、健康状態などを総合的に判断し、速やかに認定審査を行うとともに、認定に係る関係機関の充実を図るなど体制整備を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

兵庫県明石市議会